

# 第21期 第10回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和5年2月8日(水) 11:00から

場 所 佐賀県市町会館 大会議室C

(佐賀市堀川町1番1号)

## 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 第5種共同漁業に係る令和5年度増殖目標量(案)について(協議)

(2) 第5種共同漁業権に係る「資源管理の状況等の報告」について(報告)

(3) 令和5年度えつ流し刺網による採捕許可方針(案)について(諮問)

(4) えつ資源回復方策に関する取組状況について(報告)

(5) その他

3 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	田中	和宏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦  
主事 萩原 千春

(案)

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定により、令和5年度における第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

令和5年2月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有 吉 敏 和

## 第5種共同漁業権に係る令和5年度増殖目標量(案)

漁業権番号	漁業協同 組合名	魚種名	義務放流 数量	寸法	産卵場 造成	禁漁期間及び 禁漁区域 (漁業調整規則及び 行使規則で定めてい るものを除く。)	特記事項
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	330kg	全長 成魚 20cm 稚魚 5cm	—		・310kg⇒330kg 増量
		コイ	100kg	" 20cm	—		令和4年度と変更なし
		オйкаワ・カワムツ	10kg	" 10cm	—		
内共第3号	玉島川	ヤマメ	255kg	全長 18cm	—		・260kg⇒255kg 減量
		アユ	575kg	" 10~17cm	—		・580kg⇒575kg 減量
		コイ	50kg	" 40cm	—		令和4年度と変更なし
		オйкаワ・カワムツ	4kg	" 8cm	—		
		ウナギ	8kg	" 30cm	—		
		シロウオ	—	—	—		
		モクズガニ	510kg	甲幅 4cm	—		
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		令和4年度と変更なし
		アユ	12kg	" 10cm	—		
		コイ	18kg	" 25cm	—		
		フナ	10kg	" 17cm	—		
		オйкаワ・カワムツ	1kg	" 10cm	—		
		モクズガニ	25kg	甲幅 5cm	—		
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		令和4年度と変更なし
		フナ	90kg	" 12cm	—		
		ウナギ	280kg	" 25cm	—		
		テナガエビ	70kg	" 5cm	—		
		モクズガニ	120kg	甲幅 6cm	—		

## 第5種共同漁業権に係る令和4年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同 組合名	魚種名	義務放流 数量	寸 法	産卵場 造成	禁漁期間及び 禁漁区域 (漁業調整規則及び 行使規則で定めてい るものを除く。)	特記事項
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	310kg	全長 成魚 20 種魚 5 cm	—		
		コイ	100〃	〃 20〃	—		
		オйкаワ・カワムツ	10〃	〃 10〃	—		
内共第3号	玉島川	ヤマメ	260kg	全長 18cm	—		
		アユ	580kg	〃 10~17〃	—		
		コイ	50〃	〃 40〃	—		
		オйкаワ・カワムツ	4〃	〃 6〃	—		
		ウナギ	8〃	〃 30〃	—		
		シロウオ	—	—	—		
モクズガニ	510kg	甲幅 4cm	—				
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		
		アユ	12〃	〃 7〃	—		
		コイ	18〃	〃 25〃	—		
		フナ	10〃	〃 17〃	—		
		オйкаワ・カワムツ	1〃	〃 10〃	—		
		モクズガニ	25〃	甲幅 5〃	—		
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		
		フナ	90〃	〃 20〃	—		
		ウナギ	280〃	〃 40〃	—		
		テナガエビ	70〃	〃 5〃	—		
		モクズガニ	120〃	甲幅 7〃	—		

## 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）抜粋

（内水面漁場管理委員会）

### 第 171 条

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

（参考）

### 水産庁通知（平成 24 年 6 月 8 日 24 水管第 684 号）抜粋

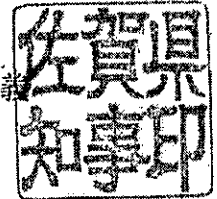
#### イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してください。

水産第 4344 号  
令和 5 年 (2023 年) 2 月 3 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



第 5 種共同漁業権に係る「資源管理の状況等の報告」  
について (報告)

このことについて、漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づき各漁業権者から報告がありましたので、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり意見を付して報告します。

記

- 1 すべての漁業権者において概ね計画どおりの義務放流がおこなわれている。
  - 2 多くの漁業権者が河川清掃などの環境整備に取り組んでいる。
  - 3 イベントなど地域と連携した取り組みも見受けられる。
- 以上のことから、資源管理及び漁場の活用が適切に行われていると認められる。

(担当：農林水産部水産課 萩原)

# 資源管理の状況等の報告（第5種共同漁業権）

令和4年7月6日

報告対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

団体名：古湯地区漁業協同組合

## 1 資源管理の状況

### (1) 漁業関係法令の遵守状況

- ・漁業法及び佐賀県漁業調整規則など関係法令並びに行使規則及び遊漁規則を遵守している。

### (2) 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

#### ①実施状況

次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中で行う。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
こい	竿釣	1人3本以内	内共第2号 漁場全域	7月1日～翌年 5月31日
やまめ	竿釣	1人1本		3月1日～9月 30日
おいかわ かわむつ	竿釣	1人3本以内		1月1日～12 月31日

※古湯地区漁業協同組合内共第2号第5種協同漁業権行使規則第4条より

#### ②遵守状況

遵守されている。

### (3) 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

- ・目標増殖量に基づく対象魚種の放流を行っている。
- ・漁場改善のための取組（河川の葦切り）を実施する。
- ・漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保のため、効率的な漁場巡回活動を行う。
- ・古湯温泉主催の祭り等で、やまめの遊漁の取組に協力する。

## 2 漁場の活用状況

### (1) 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

漁業の名称	組合員行使権者数
こい	30
やまめ	30
おいかわ かわむつ	30

### (2) 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間



漁業の名称	漁業日数又は操業期間
こい	335日
やまめ	214日
おいかわ かわむつ	365日

(3) 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額

漁業の名称	漁獲量	漁獲金額
こい	0	0
やまめ	0	0
おいかわ かわむつ	0	0

(4) 採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

- ・遊漁券の販売枚数 令和3年度 438枚
- ・魚種別増殖実施量 令和3年度 6回 ヤマメ330kg

3 その他必要な事項

別添：令和4年度総会資料のとおり

# 資源管理の状況等の報告（第5種共同漁業権）

令和4年5月27日

報告対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

団体名： 玉島川漁業協同組合

## 1. 資源管理の状況

### (1) 漁業関係法令の遵守状況

・漁業法及び佐賀県漁業調整規則など関係法令並びに行使規則及び遊漁規則を遵守している。

### (2) 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

- ① 実施状況 共同漁業権行使規則第4条漁業の方法等、第6条体長等の制限及び第7条漁具漁法の制限又は禁止並びに第8条禁止区域の条項に基づき実施している。
- ② 遵守状況 遵守されている。

### (3) 共同漁業権に基づく定着生水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

- ・増殖目標量の設定に即して対象魚種の放流をおこなっている。
- ・アユの人工孵化 10月11日実施
- ・効率的な漁場巡回指導 6月15日、7月30日実施
- ・規則等の規制を遵守させるための周知看板の作成設置 5カ所
- ・唐津土木事務所が実施される玉島川環境調査（魚類調査）に対し協力（年2回）

## 2 漁場の活用状況

### (1) 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

種別	組合費	行使権種類	行使権者
A	5,000円	鮎（釣、投網）山女、おいかわ、もくずかに、うなぎ、鯉	25
B	3,000	鮎（投網）山女、おいかわ、もくずかに、うなぎ、鯉	58
C	2,000	山女、おいかわ、もくずかに	90
D	1,000	山女、おいかわ	18
しろうお	入札	しろうお	入札落札者

(2) 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

種別	操業期間
鮎	6月15日～12月31日
山女	3月1日～9月30日
おいかわ	3月1日～12月31日
もくずかに	7月20日～12月31日
うなぎ	6月15日～12月31日
鯉	7月1日～12月31日
しろうお	1月1日～4月30日

(3) 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額

種別	漁獲量 kg	漁獲金額 千円
鮎	600	—
山女	250	—
おいかわ	10	—
もくずかに	1,300	—
うなぎ	105	—
鯉	5	—
しろうお	232	725

※ 特に鮎については増殖のため放流を実施したが、大雨や鵜、サギ等の食外により漁獲量は少なかった。

(4) 採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施数

- ・遊漁券の販売枚数 187枚  
(鮎34枚、山女153枚)
- ・魚種別増殖実施数 報告済

3 その他必要な事項

- ・別紙 総会資料

# 資源管理の状況等の報告（第5種共同漁業権）

令和4年5月17日

報告対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

団体名：相知町伊岐佐漁業協同組合

## 1 資源管理の状況

### (1) 漁業関係法令の遵守状況

・佐賀県内水面漁業調整規則など関係法令並びに行使規則及び遊漁規則を遵守している。

### (2) 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

①実施状況 別紙1、別紙2のとおり

②遵守状況 遵守されている。

### (3) 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

・増殖目標量の設定に即して対象魚種の放流を行っている。

## 2 漁場の活用状況

### (1) 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

・別紙3のとおり

### (2) 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

・別紙3のとおり

### (3) 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額

・別紙3のとおり

### (4) 採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

・遊漁券の販売枚数 34枚

・魚種別増殖実施量 報告済

## 3 その他必要な事項

## 相知町伊岐佐漁業協同組合内共第 5 号第 5 種共同漁業権行使規則

(抜粋)

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 5 号第 5 種共同漁業権（以下「内共第 5 号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第 2 条 内共第 5 号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	竿釣、投網、たも網	組合員であること
やまめ漁業	竿釣	組合員であること
こい漁業	竿釣、投網	組合員であること
ふな漁業	竿釣、投網	組合員であること
おいかわ・かわむつ漁業	竿釣、投網	組合員であること
もくずがに漁業	網かご、うけ	組合員であること

2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときには、その者）が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前 2 項の規定にかかわらず暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第 1 項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 3 条 前条第 1 項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必

要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア漁業の名称	イ漁業の方法	ウ統数又は規模	エ 区 域	オ 期 間
あゆ漁業	竿釣	1人1本	内共第5号漁場全域	6月1日~12月31日
	投網	1人1統 目合い1.3cm以上		
	たも網	1人1統、 直径50cm以下		
やまめ漁業	竿釣	1人1本	内共第5号漁場全域	3月1日~9月30日
こい漁業	竿釣	1人2本	内共第5号漁場全域	7月1日~翌年5月30日
	投網	1人1統 目合い5cm以上		
ふな漁業	竿釣	1人2本以内	内共第5号漁場全域	7月1日~翌年5月30日
	投網	1人1統 目合い5cm以上		
おいかわ・ かわむつ漁業	竿釣	1人1本	内共第5号漁場全域	1月1日~12月31日
	投網	1人1統 目合い1.3cm以上		
もくずがに漁業	網かご	1人3個以内	内共第5号漁場全域	6月1日~12月31日
	うけ	1人1個		

2 前項ただし書きの制限をしようとする場合は、理事は、当該漁業に係る漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(漁業を行う者等の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(体長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものはこれを採捕してはならない。

魚 種	体 長 等
もくずがに	甲羅長5cm以下のもの

相知町伊岐佐漁業共同組合内共第 5 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(抜粋)

(目的)

第 1 条 この規則は、相知町伊岐佐漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 5 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、こい、ふな、おいかわ、かわむつ、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象魚種、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間等の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。ただし、竿釣、投網、たも釣、網かご及びうけによる遊漁については口頭で行うことができる。

3 組合は、第 2 項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該魚種の繁殖保護若しくは組合員又は他の遊漁者の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、第 7 条第 1 項に規定する遊漁料を同条第 2 項に規定する方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
竿 釣	1 人 2 本まで
投 網	1 人 1 統、目合い 1.3cm 以上、ただし、こい、ふなについては、目合い 5cm 以上
たも網	1 人 1 統、直径 50cm 以下
網 か ご	1 人 3 個以内
う け	1 人 1 個

2 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる漁具、漁法で遊漁してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あゆ、やまめ、こい、 ふな、おいかわ、 かわむつ、もくずがに	建 切 網

3 この漁場において船を使用しての投網による遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から 9月30日まで
こい・ふな	7月1日から翌年5月31日まで
おいかわ・かわむつ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	6月1日から12月31日まで

(体長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものはこれを採捕してはならない。

魚 種	体 長 等
やまめ	全長15cm以下のもの
こい	全長15cm以下のもの
もくずがに	甲羅長5cm以下のもの

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学生、高校生又は肢体不自由者の場合は2分の1に該当する額とする。



別紙 3

No.	行政区	氏名	組合員資格	操業日	操業期間	漁業の種類	漁獲量
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							

## ○ 漁業法（抜粋）

昭和24年12月15日 法律第267号

（漁業権者の責務）

第七十四条 漁業権を有する者（以下この節及び第七十条第七項において「漁業権者」という。）は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

2 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、農林水産省令で定めるところにより、組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下この項において同じ。）が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

（平三〇法九五・追加）

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（平三〇法九五・追加）

（内水面漁場管理委員会）

第七十一条

1～3項 略

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

（平一一法八七・一部改正、平三〇法九五・旧第三百三十条繰下・一部改正）

## ○ 漁業法施行規則（抜粋）

令和二年農林水産省令第四十七号

（資源管理の状況等の報告）

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 漁業法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

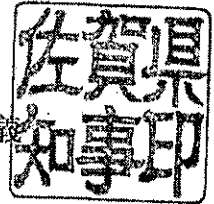
- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合行使権の行使状況
- 六 その他の必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

水産第 4122 号  
令和5年(2023年)1月23日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和5年度えつ流し刺網による採捕許可方針(案)について(諮問)

えつ流し刺網による採捕許可につきましては、令和4年7月20日で許可の有効期間が満了しています。

については、別添許可方針(案)のとおり許可期間及び定数を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部水産課)

## 令和5年度えつ流し刺網による採捕許可方針（案）

えつ流し刺網による採捕の許可については、資源の有効利用及び漁業秩序の維持を図るため、佐賀県漁業調整規則の定めによるほか、この方針により処理する。

### 1 採捕の種類

えつ流し刺網による採捕

### 2 許可の対象

次のいずれかの者に限る。

佐賀県有明海漁業協同組合の諸富町支所、早津江支所、大詫間支所及び南川副支所に所属する組合員

### 3 採捕の区域

次のア及びイの点を結んだ直線から下流の筑後川及び早津江川の水域  
ただし、筑後川は次のウ及びエの点を結んだ直線まで、早津江川は次のオ及びカの点を結んだ直線までとする。

点ア 福岡県久留米市城島町大字下田開平江川河口水門東角

点イ 福岡県久留米市城島町と同市三潞町境標柱

点ウ 福岡県柳川市大字七つ家字永松の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱

点エ 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱

点オ 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱

点カ 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

### 4 採捕の期間

5月1日から7月20日まで

### 5 許可の有効期間

令和5年5月1日から令和5年7月20日まで

### 6 許可隻数

137隻以内とする

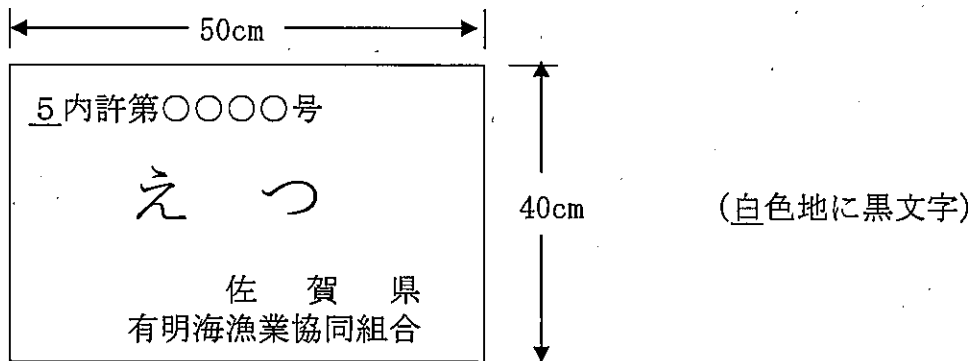
なお、佐賀県有明海漁業協同組合の支所別の許可隻数については、次表の範囲内とするが、支所間で協議を行い、調整が整った場合にはこの限りではない。

漁業協同組合名（支所名）	許可隻数
佐賀県有明海漁業協同組合	137
（諸富町支所）	（104）
（早津江支所）	（ 8）
（大詫間支所）	（ 21）
（南川副支所）	（ 4）
合 計	137

※諸富町支所は旧千代田支所の許可枠を含む。

7 条件

- (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。
- (2) 使用する網の長さは200メートル以下、網丈は2.5メートル以下でなければならない。
- (3) 設置する漁具の網目は、網目15センチメートルにつき8.5節以下（目合4センチメートル以上、節間2センチメートル以上）でなければならない。
- (4) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (5) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (6) 網に石等の付属のおもり（通称：石うち）をつけて採捕してはならない。  
ただし、鐘ヶ江大橋から下流域は除く。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内にとめておかなければならない。
- (8) 採捕中は、次の標識を船舷上1メートル以上の高さに掲げなければならない。



- (9) 採捕に当たっては、船舶の航行に支障を与えてはならない。
- (10) 夜間（日没から日の出まで）の採捕の際には、網に燈火をつけなければならない。
- (11) 採捕期間終了後、別に定める様式により、8月31日までに採捕実績報告書を提出しなければならない。

附 則

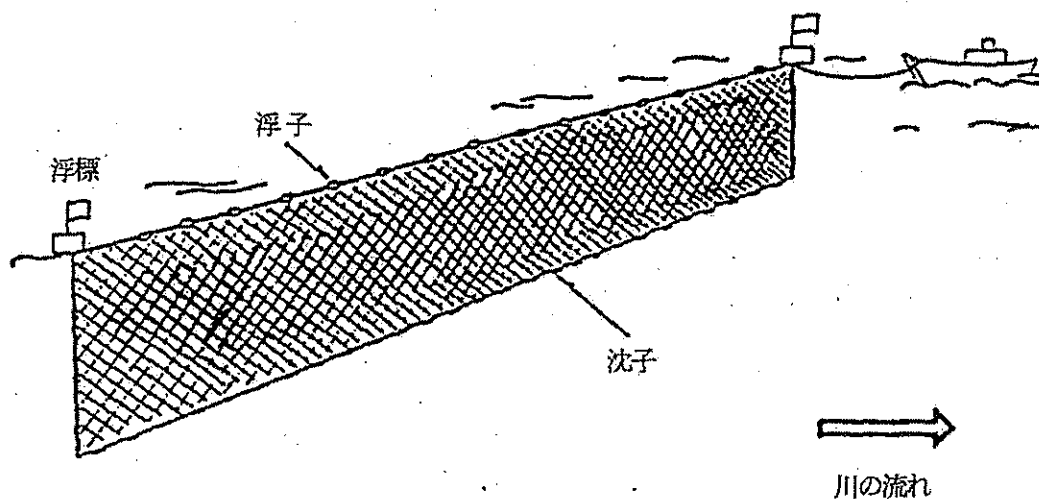
この方針は令和5年2月 日から施行する。

漁具・漁法の名称；エツ流し刺網

漁具の構造；1枚の細長い帯状の網で、上辺に浮子、下辺に沈子が付いている。

網の長さ；200m、網丈；2.5m

網目；2.5cm（目合5cm）



漁法；小型船舶を使用し、潮流に対し直角に一直線に投網し、潮の流れに沿って流す。  
夜間の操業の際には、浮標に燈火をつけて操業する。

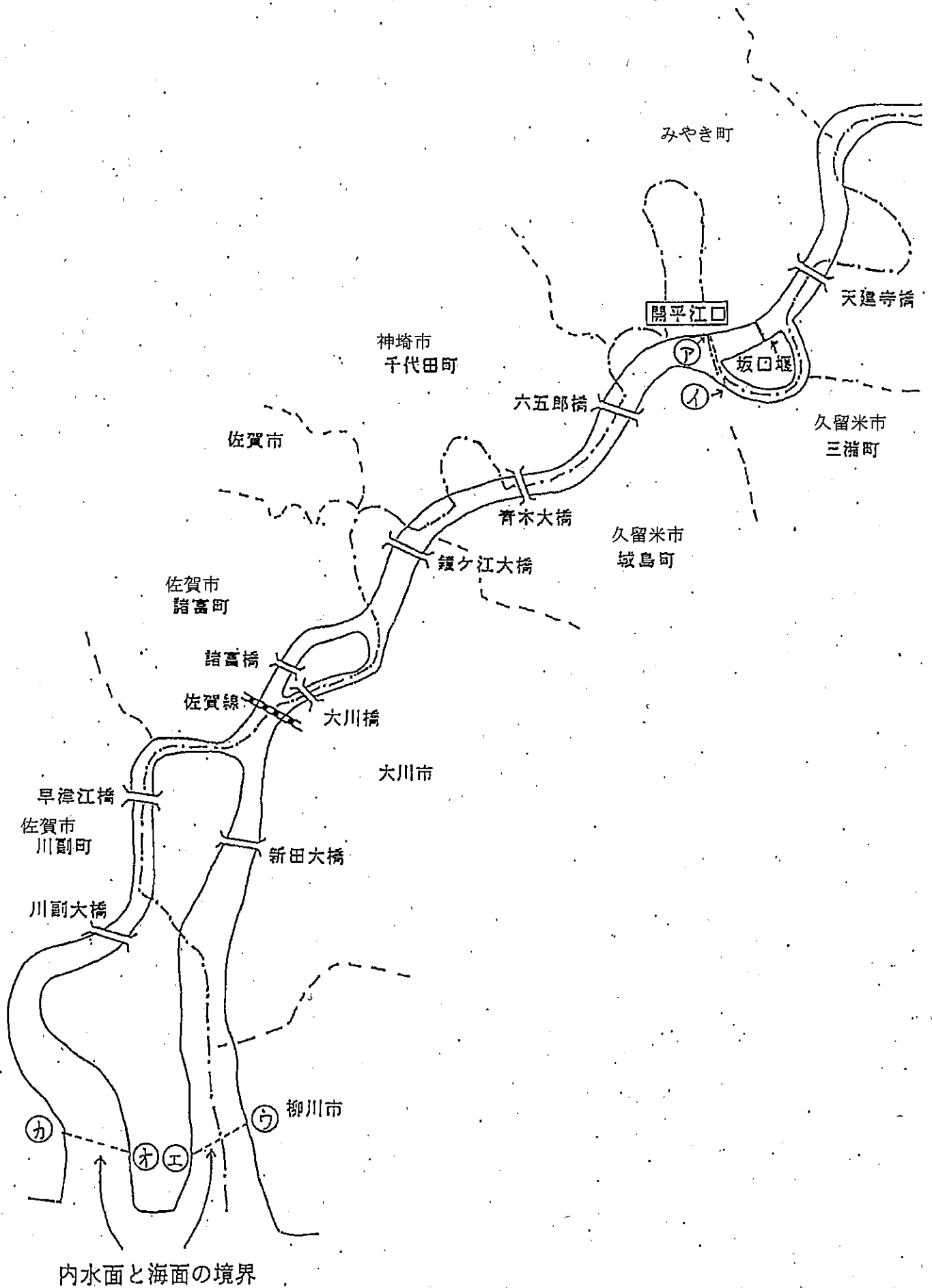
漁期；5月～7月下旬

対象魚；えつ

主な河川又は湖沼；筑後川

地方名称及び由来；

えつ流し刺網漁業 漁場図



# えつ流し刺網漁業(採捕)の許可隻数等の推移(組合別・年度別)

年 度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	H2	H3	4	5	6	7	8							
千代田町	18	18	21	22	22	22	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23							
諸富町	70	72	74	74	78	80	80	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81							
早津江	4	5	5	6	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8							
大詔間	—	※(16)	20	20	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21							
南川副	—	—	—	2	5	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
佐賀県筑後川	—	※(3)	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							
合 計	92	95	123	127	135	136	136	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141							
許 可 控	—	95	125	135	135	135	135	140	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141							
福岡県	198	210	213	223	223	223	223	228	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230							
操業期間	5/5 ~ 7/31																						5/1 ~ 7/31		5/1 ~ 7/20		5/1 ~ 7/25		5/1 ~ 7/25	
操業区域	開平江口から下流																													

年 度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R1	R2	R3	R4
千代田町	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
諸富町	81	81	81	80	81	81	81	81	81	81	81	81	100	99	97	96	93	89	80	77	75	75	72	68	65	62	
早津江	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
大詔間	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	20	20	21	21	21	20	21	21	20	21	20	20	21	21	
南川副	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
佐賀県筑後川	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
合 計	141	141	141	140	141	141	141	141	141	141	136	136	136	134	130	129	126	121	113	110	107	108	105	100	98	95	
許 可 控	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	140	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	
福岡県	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	231	230	230	230	231	231	231	231	231	232	232	232	232	232	232	232	
操業期間	5/1 ~ 7/20																										
操業区域	開平江口から下流																										

※ ( )内は海面規則による許可隻数で、合計には加えていない。

- ※ (石うち) ① 昭和58年度までは、全面禁止
- ② 昭和59年度から、鐘ヶ江大橋から下流についてのみ使用可
- ※ (網丈) ① 昭和51年度まで、1.58m以下
- ② 昭和52年度から62年度まで、2m以下
- ③ 昭和63年度から、2.5m以下

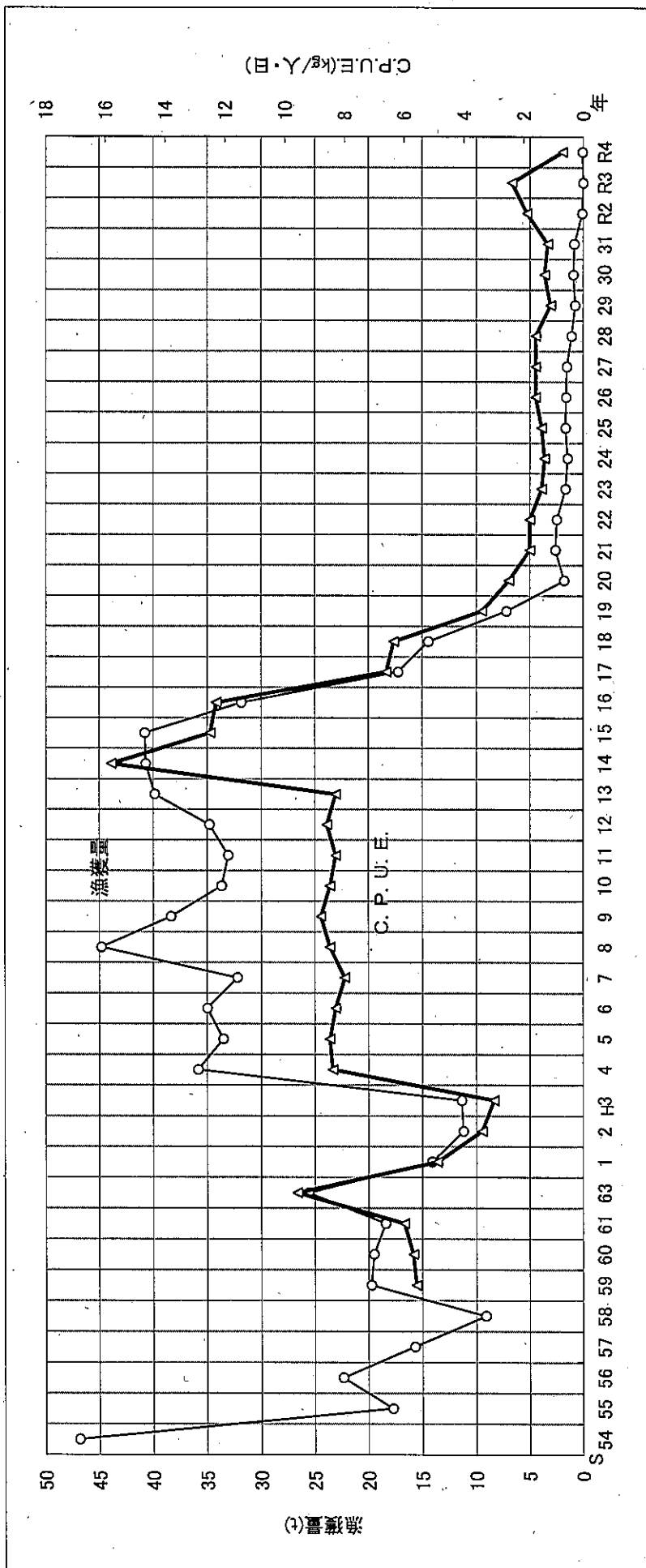


佐賀県 > エツ流し刺網漁業の漁獲量等の推移(漁業者報告)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
操業者数	137	137	140	137	140	140	138	139	140	141	140	140	141	141	140	138	141	141	141	141	60
漁獲量合計(kg)	14,106	11,203	11,362	35,831	33,497	34,976	32,198	44,810	38,339	33,655	33,038	34,784	39,848	40,687	40,770	31,817	17,210	14,426	7,176	1,777	1,777
平均(kg/人)	101	82	81	261	239	250	233	322	274	239	236	248	283	289	291	231	122	102	51	30	30
操業日数合計(日)	2,889	3,340	3,786	4,219	3,983	4,207	3,939	5,284	4,361	3,991	3,958	4,066	4,774	2,582	3,250	2,597	2,615	2,271	2,111	719	719
平均(日/人)	21	24	27	31	28	30	29	38	31	28	28	29	34	18	23	19	19	16	15	12	12
C.P.U.E.(kg/人・日)	4.9	3.4	3.0	8.4	8.5	8.3	8.0	8.5	8.8	8.5	8.3	8.6	8.3	15.8	12.5	12.3	6.6	6.4	3.4	2.5	2.5

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4
操業者数	134	126	127	123	116	112	111	109	105	106	103	15	4	21
漁獲量合計(kg)	2,600	2,616	1,659	1,458	1,650	1,596	1,527	1,077	762	927	852	108	12	62
平均(kg/人)	19	21	13	12	14	14	14	10	7	9	8	7	3	3
操業日数合計(日)	1,414	1,360	1,162	1,068	1,113	960	945	693	673	700	686	57	5	85
平均(日/人)	11	11	9	9	10	9	9	6	6	7	7	4	1	4
C.P.U.E.(kg/人・日)	1.8	1.9	1.4	1.3	1.4	1.6	1.6	1.6	1.1	1.3	1.2	1.9	2.4	0.7

○グラフデータ



内水面採捕一許可状況 (R 4. 1 2. 1 4 現在)

採捕の種類 (第 33 条)	期 間		許可方針 (施行年月 日)	許可数 (定数)		委員会 審議月
(1) やな	1年 R5. 2. 10～ R5. 4. 20		○ R 4. 12. 13	1名		12月
(2) 魚ぜき				—		—
(3) 建網 (建切網、建干網及び張 切網を含む。)	3年 R5. 2. 1～ R8. 1. 31		○ R4. 12. 14	1名		12月 (3年毎)
(4) 流刺網	1年 R4. 5. 1～ R4. 7. 20		○ R4. 2. 24	95名 (137)		2月
(5) 張網 (ふくろ網を含む。)	1年 R4. 9. 25～ R4. 12. 30		○ R4. 7. 28	2名		7月
(6) よせ網(地びき 網を含む。)	3年 R2. 10. 1～ R5. 4. 15		○ R2. 8. 7	3名 (15)		7月 (3年毎)
(7) すつぼん笠	3年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3月 (3年毎)
(8) 鉾 (すつぼんをとることを 目的とする場合に限る。)	3年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3月 (3年毎)
(9) 投網 (船舶を使用する場合に 限る。)			○ 20. 5. 26	—		—
(10) う使(う飼)				—		—

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3年より短い許可の有効期間を定めるとき(第33条第5項)は  
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

佐賀県漁業調整規則 (抜粋)

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網(建切網、建干網及び張切網を含む。)
- (4) 流刺網
- (5) 張網(ふくろ網を含む。)
- (6) よせ網(地びき網を含む。)
- (7) すっぽん笠
- (8) 鉾(すっぽんをとることを目的とするものに限る。)
- (9) 投網(船舶を使用する場合に限る。)
- (10) う使(う飼)

前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可(以下この条において「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
  - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
  - (4) 許可の有効期間
  - (5) 条件
  - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。